

社会福祉施設の地震防災対策に対する助成制度の創設等

政策提言先 厚生労働省

政策提言の要旨

今後発生が懸念されている東南海・南海地震に備えるため、社会福祉施設の地震防災対策に対する助成制度を充実するよう提言します。

【政策提言の具体的内容】

- 1 東日本大震災による社会福祉施設の津波被害を踏まえて、今後発生が懸念されている東南海・南海地震に備えた防災対策を推進するための助成制度の創設が必要です。
 - (1) 東南海・南海地震による津波被害が想定される区域内の社会福祉施設について、現地での建て替え高層化や浸水の無い地域への移転改築が促進されるよう、既存の補助制度等よりも有利な施設・設備整備事業を創設すること。
 - (2) 被災した要援護者の受け入れ先の確保のため、社会福祉施設の福祉避難所としての指定が促進されるよう、必要な施設・設備整備事業を創設すること。
- 2 東日本大震災に伴う建築資材の不足等により、社会福祉施設の耐震化整備工事の遅延が懸念されることから、平成23年度末までとなっている社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の実施期限を延長することが必要です。

また、広域型の特別養護老人ホームについては耐震化に対する有利な助成制度がないため、当該基金の対象とすることが必要です。

【政策提言の理由】

- 1 今回の東日本大震災により、宮城、岩手両県の沿岸部では、津波により老人福祉施設などが壊滅的な被害を受け、入所している多くの高齢者、障害者等が亡くなっています。

こうした施設は、災害時に、入所者はもとより、在宅の被災者の福祉避難所や福祉サービスの提供拠点として役割を果たすことが求められているため、特に安全性の確保が欠かせません。

しかしながら、浸水被害の無い地域への施設の移転については、土地の確保など、施設設置者に大きな財政負担が伴うことから、移転が進まない状況にあります。

このため、東南海・南海地震による津波被害が想定される区域内の社会福祉施設について、現地での建て替え高層化や浸水の無い地域への移転改築が促進されるよう、既存の助成制度等よりも有利な施設整備・設備整備事業を創設することが必要です。

また、災害時において一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者を受け入れ、必要なケアを提供する「福祉避難所」を各市町村に設置することが必要ですが、平成22年3月末現在で、福祉避難所を1ヶ所以上指定している自治体は、全国で34%となっており、指定が進んでいません。

このため、こうした要援護者に対する処遇に関して専門的な機能を有する社会福祉施設

を福祉避難所として指定できるよう、被災した要援護者の受け入れが可能となる設備等を備えた「防災拠点型地域交流スペース」の整備や、簡易ベッド、衝立などの設備整備に関する助成事業を創設することが必要です。

- 2 今世紀前半にも発生が懸念されている南海地震に備えるため、高知県では、社会福祉施設の耐震化等を図ることを目的に設置した、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金により、平成23年度末に児童や障害関係の入所施設の耐震化が完了するよう、施設の耐震化整備を進めています。

しかし、東日本大震災に伴う断熱材などの資材不足等により、施設の耐震化整備工事の遅延の恐れが生じています。

また、東日本大震災での津波による被害を教訓に、海沿いの施設では高層化や移転改築等の検討が必要となっています。

このため、平成23年度中に耐震化整備が完了しない恐れがあることから、平成23年度末までとなっている当該基金の実施期限を延長することが必要です。

一方、高齢者施設については、耐震化に対する有利な助成制度がないため、施設設置者に大きな財政負担が伴うことから、改築が進んでいない状況です。

このため、特別養護老人ホーム等高齢者施設の耐震化整備についても、補助単価の有利な当該基金の対象とすること等の支援策が必要です。